



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 39 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加 (森林整備課)
資格審査要綱の一部改正

告 示

島根県告示第419号

緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱 (平成14年島根県告示第1052号) の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「緊急地域雇用創出特別基金事業」を「島根県ふるさと雇用創出基金事業」に改める。

第 1 条中「緊急地域雇用創出特別基金事業」を「島根県ふるさと雇用創出基金事業」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 7 条中「翌々年度」を「翌年度」に改める。

様式第 1 号中「緊急地域雇用創出特別基金事業」を「島根県ふるさと雇用創出基金事業」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の緊急地域雇用創出特別基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱第 2 条の規定により認定された者については、この告示による改正後の島根県ふるさと雇用創出基金事業における森林整備事業の委託契約に係る入札参加資格審査要綱第 2 条の規定により、この告示の施行の日において認定を受けた者とみなす。

